

## 〈片仮名〉で書かれた和歌

——《虫愛づる姫君》の詠んだ和歌をめぐって——

坪井美樹

〔要旨〕『堤中納言物語』の《虫愛づる姫君》で、姫君の詠んだ「契りあらばよき極楽に行き逢はむまつわれにくし虫の姿は」の和歌について、姫君がこれを片仮名で書いたということは、小松（1990）の言うように、第三句のくまづ我（われ）憎しとく纏（まつ）はれにくしという本来仮名遣いである掛詞が用いられている事情を読者に納得させるための設定であった。元来、「片仮名」という呼称は、〈不完全な仮名〉の意であり、初めから〈平仮名〉と対立する特定の字体群の呼称であったわけではない。「片仮名で書く」ということは、本来の〈仮名〉による表記習慣から逸脱した表記がなされるということでもあった。

\*本稿では、呼称としての「仮名・片仮名・平仮名・…」といった用語それ自体を論ずる場合と、それぞれが意味する内実としての〈仮名・片仮名・平仮名・…〉の概念を論ずる場合とで、混乱が起きないようにしたい。したがって、以下の論述では、文字の種類を表す用語を使用する際、呼称を問題とする場合ないし原文からの引用の場合は、「…」で括って示し、その概念を問題とする場合は、〈…〉で括って示すこととする。なお、両様の違いを特に問題とせず一般的にこれらの語を用いる場合は、括弧で括らずに表記する。

### 0. 問題の所在

『堤中納言物語』の《虫愛づる姫君》に、姫君が和歌を片仮名で書いて送る場面がある。その部分を次に抜き書き。<sup>(註1)</sup>

…いとこはく、すくよかなる紙に書き給ふ。仮名（かな）はまだ書き給はざりければ、片仮名（かたかな）に、

契りあらばよき極楽に行き逢はむまつわれにくし虫の姿は

福地の園に、とある、右馬の佐見給ひて、いとめづらかに様異なる文かな、と思ひて…

上の「仮名（かな）はまだ書き給はざりければ、片仮名（かたかな）に」は、従来、平仮名よりも片仮名が先に学習されたという片仮名先習説の根拠ともされている<sup>(註2)</sup>。しかし、翻って、なぜこの姫君は片仮名で和歌を書いたのか、言い換えれば、この姫君が片仮名で和歌を書いたことをことさらに記すことによって、この物語の作者は読者に何を伝えようとしたのか、ということを考えてみると、必ずしも十分な解釈が定着しているわけではない。この記事性を急ぎ文字学習史の知見に利用する前に、まずもう一遍、【和歌を片仮名で書いたという設定がどんな意味を持つことであったのか】を考えてみる必要があるということを指摘し、新たな解釈を提示したのは小松（1990）であった。本稿もこの小松（1990）を跡付けつつ、まず、当該の地の文と姫君の詠んだ和歌の内容との関連を考察し、更に、地の文に言う「かな」と「かたかな」がどのような内実を指すものであったのかを考え、その上で、当該の和歌が「かたかな」で書かれたことの意味を筆者（坪井）なりに吟味してみたいと考える。

## 1. 〈虫愛づる姫君〉が書いた和歌

小松（1990）以外の従来注釈書は、

仮名（かな）はまだ書き給はざりければ、片仮名（かたかな）にを、姫君の年齢の状況または性格を読者に伝える叙述と見るものばかりで、姫君の詠んだ和歌の内容と関連させて解釈したものはない。

従来注釈書は、この叙述を

- (a) 姫君がまだ手習いも充分にしていない幼年であることを表す。
- (b) 姫君が素養に欠ける、常識のない人間であることを表す。
- (c) 姫君が当時の常識に反して、女性的素養よりも男性的素養を重視する人間であることを表す。

などと解釈している。

一方、この「かたかな」で記されたとされる和歌を見ると、この和歌自体一風変わった和歌であることがわかる。小松（1990）によれば、この和歌には通常ならば許されそうもない奇妙な掛詞が用いられているという。そういう和歌と、その和歌が「片仮名に記された」とする設定は、小松（1990）の指摘するように関連させてとらえるべきであろう。つまり、この姫君の詠んだ和歌は、

「片仮名に」書かれていることを説明されなければ十分に理解できないものだったとして解釈すべきなのである。

片仮名で書かれることと和歌の内容とが密接に関わっているはずだ、という線から考えられる一つの可能性は、姫君の詠んだ和歌が仏教的内容の和歌であり、とりわけ、歌中に「極楽」、歌に続く消息文に「福地の園」のような仏教漢語が出てくるために、この和歌も、俗世間的な平仮名でなく、仏教に関わる文献に使われる片仮名で書かれたと見る考え方である。このことは、次節で見るように、「極楽願往生歌」のようなものが片仮名で和歌を書き、『狭衣物語』の片仮名で書かれる和歌の場合などを見れば、有り得べきことである。しかし、もし、そういう意味合いで姫君が「片仮名に」和歌を書いたのならば、それは意図的な片仮名使用で、「仮名(かな)はまだ書き給はざりければ」という理由付けは、不要(というよりもミスリーディング)な情報と言わざるを得ない。

和歌の内容と関わって「片仮名に」書かれる必要性として考えられるのは、やはり、小松(1990)の言うこの和歌の第四句に存在する掛詞の問題である。

そもそも『堤中納言物語』のほとんどの諸伝本では、この和歌の第四句は、  
まつ我にくし

と表記されている。『堤中納言物語校本』によれば、他に「まるをにくし・まつをにくし・まつえにくし」という異文を持つ伝本がごく少数存在するのみで、これらの異文は、意味が通じず、音数律にも合わなかったりするので、誤記と考えて良いだろう。

さて、この「まつ我(われ)にくし」は、多くの注釈書で「纏(まつ)われにくし」の掛詞と考えられている。この姫君の和歌は、右馬の佐が蛇の造り物とともに姫君に贈ってきた和歌、

はふはふも君があたりにしたがはむ長き心の限りなき身は  
に対する答歌として詠まれたものであるから、下の句、

まつ我にくし虫の姿は

には、蛇のことが詠まれていることは明白であり、したがって、第三句が、「まつ我憎し」と「纏(まつ)われにくし」の掛詞と取るのは正しい解釈である。しかし、問題なのは、「纏(まつ)われにくし」は規範的な歴史的仮名遣いとして、また、当時の慣習的仮名表記としても「纏(まつ)はれにくし」のほずだということである。そのため、多くの注釈書が、この歌の本文としては、「まつはれにくし」と活字化している。しかし、物語の設定として、姫君が自ら書いたであろうこの部分の表記は、小松(1990)の言うように、

まつはれにくし

ではなく、

まつわれにくし

と表音的な表記であったはずである<sup>(註3)</sup>。つまり、ここで姫君が用いた掛詞は、表記のレベルでは成り立ちにくい掛詞だったのである。この点につき、小松(1990)は、当時〈片仮名〉は〈平仮名〉と違って表音的表記の許される字体群としてあったと考え、姫君が〈片仮名〉で書くことによって意図的に表音的表記を用いたものと解釈しているが、筆者(坪井)は、この物語の作者としては、慣習的な仮名表記にまだ充分習熟していない姫君が、音声レベルでの同音異義をそのまま用いた掛詞を含む妙な和歌を書いてしまったもの、としたのではないか、という可能性をもう一度考えてみたい。姫君が「かたかんなに」和歌を書いたという断り書きは、そここのところの事情を読者に伝える言葉だったのではないかと考えるのである。

つまり、以上の解釈をもう一度言い直せば、

仮名(かな)はまだ書き給はざりければ、片仮名(かたかんな)にの部分は、

姫君が仮名表記にまだ充分習熟していなかったので、正しい仮名表記でなく、発音どおりのつたない誤り(仮名違い)を含む和歌を作って書いた

ということを読者に伝えるものと解釈できるのではないだろうか。

上の解釈の相違は、一見はなはだ微細な違いに見える。しかし、端的に言う、「片仮名」が〈平仮名〉と対立する(=異なる表記原理を持つ)別な特定の仮名字体群の呼称であったのか、それとも、ただ「正しからざる不完全な仮名」を意味する語であったのか、という文字・表記法史の上では必ずしも小さくない解釈の相違が含まれていると考える。

## 2. 〈片仮名〉で書かれた和歌

前節で述べたような解釈がどれほど蓋然性を持つものかどうか、他の平安仮名作品における和歌の片仮名表記の例を幾つか検討してみたい。

最初に「片仮名」という呼称の初出例ともされる『宇津保物語』の中から、手習いの手本として様々な文字・書体が並べ挙げられる有名な場面を次に示す。

…黄びみたる色紙に書いて山吹に付けたるは真の手、春の字（マタハ詩）、青き色紙に書いて松に付けたるは草にて、夏の字（マタハ詩）、赤き色紙に書いて卯の花に付けたるは仮名、初めには男手にもあらず、女手にもあらず、あめつちぞ、その次に男手、放ち書きに書いて、同じ文字を様々に変へて書けり。

我が書きて春に伝ふる水茎もすみかはりてや見えんとすらん  
女手にて

まだ知らぬ道にぞ惑ふうとからし千鳥の跡もとまらざりけり  
さし次に

飛ぶ鳥に跡あるものと知らずれば雲路は深くふみ通ひなん  
次に片仮名

いにしへも今行く先も道々に思ふ心有り忘るなよ君  
葦手

底清くすむとも見えで行く水の袖にも目にもたえずもあるかな

といと大きに書いて一卷にしたり。 (国譲 上)

ここでは、手習いの手本として書かれているのであるから、通常の生活の中で片仮名で和歌を書くということが、どのような状況・理由で生じるものなのかを知る資料とはなりがたいが、少なくとも〈片仮名で書く〉ことがただちに〈いいかげんに書くこと〉や〈まちがって書くこと〉を意味しないことも同時にわかる。

次に同じく『宇津保物語』のもう一つの例を示す。

…小唐櫃開けさせて御覧ずれば、唐の色紙を中より押し折りて、大の草子に作りて、厚さ三寸ばかりにて、一には例の女の手、二行に一歌書き、一には草、行同じごと、一には片仮名（かたかんな）、一は葦手、まづ例の手を読ませ給ふ。… (蔵開 中)

ここは、仲忠が俊蔭の歌集を読む場面で、その歌集が冊子ごとにさまざまな書記法で書かれていることを示すものである。したがってこの場合も片仮名が一つのれっきとした書記様式の一つであったことを証するものであろう。

以上、『宇津保物語』で見る限り、前節で考えてみたような〈片仮名で書くこと〉が〈規範から逸脱した表記であったこと〉を特に支持する証拠とはならない。

『狭衣物語』では、片仮名で和歌を書いたという記述が三箇所に見れるが、その中二例は仏教がらみの片仮名表記ではないかと解釈される。

まず第一に、

御隨身、そのわたりに筆求めて、参りたれば、経紙などにや、泥のつきたるぞありける、畳紙に、片仮名（かたかな）に、

見も分かず過ぎにけるかなをしなべて軒の菖蒲のひましなければ  
今わざと、参らん、と言はせ給て、… (巻一)

は、和歌を即興で書こうと思った畳紙が、経紙用の紙であったのか、金泥（または銀泥）のついたものであったので、それに因んで、〈片仮名〉で和歌を書いたものと考えられる。ただし、『狭衣物語校本』によれば、「経紙などにや、泥のつきたるぞありける」の部分のない本文も有力で、そちらの本文によれば仏教との関連は考えられない。

第二に、

薄鈍なる御扇のあるを、せちにおよびて取らせ給へれば、懐かしき移り香ばかり、昔に変わぬ心地するに、華やかならぬ下絵などの様変りたるは、いとあはれに、飽かず悲しう思されけり。

手に馴れし扇はそれと見えながら涙にくもる色ぞことなる

と片仮名（かたかな）に書きつけて、もとのやうに置き給うつ。(巻四)  
も、出家した女性の持ち物である扇に和歌を書き付けるにふさわしい文字として〈片仮名〉が用いられていると考えられる。

しかし、第三の次の例、

「同じさまながらだに、見え聞こえさせじものを」と、〔齋院デアル源氏宮ハ〕思ふ給ふを、御前なる人々、絵かきすさびたる筆どもの散りたるを、〔狭衣ハ〕取り給ひて、紙の端に、

かつ見るはあるはあるともあらぬ身を人の人や思ひなすらん

手すさみのやうに、片仮名（かたかな）にて、懐（ふところ）なる猫の首に、結びつけて、… (巻三)

は、賀茂の齋院である源氏宮に主人公狭衣が詠みかけた和歌であって、特に仏教的雰囲気や道具立てがうかがわれる場面ではない。この場合の「片仮名」は、直前に「手すさみのやうに」という修飾語とあいまって、和歌の書き手が、きちんと整えられ配慮された仮名表記（何に配慮したかと言えば、仮名遣い、変体仮名の選択・配置、連綿、等、要するに、正しく美しい表記を形づくるあらゆる面と考える）でなく書いたことを表していると考えられるのである。そして、この即興的に打ち付けに書かれたという状況としては、前二者の例も共通しているのである。

以上、『狭衣物語』の例からは、和歌を〈片仮名〉で書くという設定が何を物語るか、必ずしも一義的に決めつけられない。仏教的雰囲気のために用いられたことを示すのか、即興的に特段の配慮もなく書かれたことを示すのか。いや、場面・文脈から判断する限り、むしろ〈片仮名〉は両方の意味合いを持ち得たと考えるのが素直な解釈であろう。

二つの平安物語の例から考えるに、〈片仮名〉は、漢籍訓読に用いられることから発し、仏教的雰囲気の中で使われる文字としての或る特定の字体群を指す意と、(特に字体群の種類を問題にせず)〈不正確な仮名表記〉の意との二つの意味を含み得たのではないだろうか。この〈片仮名〉の意味の二重性については、「片仮名」という呼称の由来との関連でこの二重性の存在を積極的に主張する立場から、第4節で改めて議論する。

仮名文学作品と全く性質が違うが、片仮名で和歌を書いた資料として有名な『極楽願往生歌』について一言触れておきたい。当該資料が片仮名で書かれていることは、作者が出家者であり、その資料が極楽往生を願うものであるから、当然とされている。一方、この資料の和歌には次のような規範的表記からは逸脱する例が存する(下線部)。

ワツミノソコノイロクツミナナカラスクハムコトヲネカフアミタワ  
 (海 の 底の 鱗 皆ながら 救はむことを 願ふ阿弥陀は)  
 キテモタチワカミヲステテコクラクノカタトオモハミチヲノミトキ  
 (居ても立ち我が身を捨てて 極楽 の 方と 思へば 道のみ問ひ)

このような例は、沓冠歌としての制約から来る無理であることは確かであるが、また、これらはいわば〈片仮名〉で書かれているために表記のレベルでも「許された」表音的表記だったのであろう。もし、この和歌が〈片仮名〉ではなく〈仮名〉で書かれていたら、果たしてかかる仮名違いの沓冠が許容されたかどうか、疑わしいということは言えよう。

### 3. 〈纏(まつ)はる〉の表記

《虫愛づる姫君》の和歌に仮名違いの掛詞が存するとしたのは、《虫愛づる姫君》成立当時(平安後期から鎌倉初期)の規範的仮名表記として、〈纏わる〉が「まつはる」であったこと、また、〈我〉が「われ」であったことを前提としている。しかし、このこと自体、当時の表記事実から実証が求められる事柄である。ただし、ハ行転呼の後にも〈我〉が「われ」と表記されたであろうこ

と、言い換えれば、〈我〉が「はれ」とは表記されなかったであろうことは、改めて紙数を費やす必要もないであろう。問題は、〈纏わる〉の表記である。この点は小松（1990）にも言及がある。以下、それをなぞるに過ぎないことになるが、本稿は本稿の論の流れとして理解いただけるように筆者（坪井）なりに再確認しておきたい。

管見の及ぶ限りでは、「まつはれ」「まつわれ」いずれの仮名表記にせよ、〈纏われ〉と〈まづ我〉（ないし〈待つ我〉としても）が掛詞となっている和歌は、他に見受けられなかった。

〈纏わる〉が本来「まつはる」であることは疑いない。上代の万葉仮名資料には確証が乏しいが、平安初期の訓点資料や日本書紀古訓に「まつはる」の表記が見られる。

- ・金色交り絡（マツハレ）て、文綺へ画けるに同じなり（弥勒上生経贊平安初期点）<sup>(註4)</sup>
- ・錦色小蛇（スコシキナルニシキヲロチ），朕ガ頸（クビ）ニ繞（マツハル）  
（日本書紀垂仁五年十月北野本訓）

肝心なのはハ行転呼以後の平安後期から鎌倉初期にかけてどう表記されたかであるが、辞書類では、

- ・結一（繚） マツハル （図書寮本類聚名義抄）
- ・繚繞 マツハル （黒川本色葉字類抄）

など、「まつはる」である。

辞書や訓点資料と違って一等資料としての価値を減ずるが、和文資料においても圧倒的に「まつはる」の表記が優勢である。

「まつはる」だけでなく、「まつはす」「まつふ」「まとはる」「まとはす」「まとはふ」の諸形について見ても、いずれも第三音節はハ行で表記されている。

- ・〔猫ガ〕あねおととの中につとまとはれて… （定家筆更級日記）

以上、〈纏わる〉の表記は「まつはる」が通常であったことは確実であろう。無論、この物語が成立した時期に定家仮名遣いのような強力な規範の存在を前提にすることはできないが、馬淵（1969）が言う「平安仮名遣い」のような慣習的規範は、その存在を想定してしかるべきであろう。小松（1988）も、これを「仮名遣い」と呼ぶことに問題があることを指摘しつつ、「仮名表記が固定化する」動きが「自然に生じていることは、書記の社会性という点からみて当然というべきである」（P103）と言う。虫愛づる姫君の和歌、即ち、「まつはれ（纏はれ）」と「まつわれ（まづ我）」を掛詞とすることは、やはり仮名遣い



であり、「片仮名に（＝不完全な仮名表記で）」書かれたものとされざるを得なかったのである。

なお、以上のような観点から見ると、『堤中納言物語』《虫愛づる姫君》の諸伝本の多くが、この部分を

まつ我にくし

と、漢字を挿入して表記していることも、単に筆写の過程で生じたいいかげんな形としてでなく、それなりの意味のあることとも考えられる。即ち、この文学作品を古典として、伝統的な〈仮名〉の書記様式で表記しようとする筆写者にとってこの部分の仮名違いの掛詞は書記の障害となるものであった。「まつはれにくし」とする規範的表記に従えば、「まづ我憎し」という掛詞の一方（どちらかと言えば裏の方の意味）が読者に伝わらない恐れが強い。「はれ」の表記から「われ（我）」を想起することは、あまりに書記習慣に反することゆえ、困難である。かと言って「まつわれにくし」という表音的表記は、読者に「まつはれ」の無学な誤記と解される恐れもあり、筆写者の規範意識ないし美意識が許さない。そこで、あえて「我」という漢字表記を取ることによって、意味喚起力としては、いわば裏の意味の想起に譲りながら、「はれ～われ」という始末に困る仮名違いを漢字の中に隠してしまったものとも想像できるのである。

#### 4. 〈仮名→片仮名〉の意味するもの

1～3節では、『堤中納言物語』の本文解釈を通じて〈片仮名〉の持つ意味の二重性に迫った。本節では、文字史的観点から〈仮名〉〈片仮名〉の意味するところについて再度考えてみたい。問題としている『堤中納言物語』の本文

仮名（かな）はまだ書き給はざりければ、片仮名（かたかな）に、のように、「仮名」と「片仮名」が対立的に用いられる場合、〈片仮名〉の持つ二つの意味に応じてその対立構造自体が異なる構造を持ち得たと考える。その違いは、次のように図示できるであろう<sup>(註5)</sup>。

〔Ⅰ〕 〈仮名（＝平仮名）〉 ↔ 〈片仮名〉

〔Ⅱ〕 〈仮名（Ø—仮名）〉 ↔ 〈片仮名（片—仮名）〉

以下、項を分けてそれぞれの図式について説明する。

〔Ⅰ〕 〈仮名（＝平仮名）〉 ↔ 〈片仮名〉

この場合の対立の構造は、要するに二種の異なる仮名字体群の対立である。

〈仮名〉は実質的に〈平仮名〉の意に特殊化され〈片仮名〉と対立する。

〈平仮名〉と〈片仮名〉は、特に明治以降の正書法では明確な字形と用法の対立を持ち、〈仮名〉と総称される文字群をはっきりと二分している。しかし、〈平仮名〉という呼称の成立は室町以降であり、〈平仮名〉という呼称成立以前の〈片仮名〉は、このような現代的な明確な内実を持ってはいなかったのではないかとも考えられる。

しかし、呼称として「平仮名」は後世のものであっても、〈平仮名〉にあたるカテゴリーの存在を考える向きがあり、平安時代以来の〈女手〉を〈平仮名〉にあたるものとする考え方がある。

- ・平仮名という呼称は後世のもので、ロドリゲス『日本大文典』に見えるのが古い例である。それ以前は単に「かな」「かな」といい、又、平安時代には女性は諸文字体系の中でこれを主に用いたことから「をんなで」（女手）とも称した。（『国語学大辞典』「平仮名」の項）

『堤中納言物語』の注釈書の多くは、当該部分の「かな」を〈平仮名〉または〈女手〉の意とし、「まだ〈平仮名〉を書けなかったので〈片仮名〉で書いた」というふうに解釈している。二、三の例を挙げる。

- ・『注釈的研究』…（「かな」の注）漢字を真名（まな）といふが、かなは真名に対して仮り名の意。草仮名又は平仮名をいひ、かなともいふ。女手ともいふ。（「かたかな」の注）片仮名で、当時は手習の初めは片仮名であった。
- ・『新潮古典集成』…（本文「かな」の朱傍書）平仮名（「かたかな」の頭注）普通は、男子が漢字とともに使用する。女子は、平仮名を使用するのが一般である。
- ・『岩波新古典大系』…（「かな」の脚注）草かな。女手といって女性の用いるべきもの。（「まだ書き給はざりければ」の脚注）当時の女性の習俗として、片仮名のあと平仮名を習ったか。

このような解釈は、文字史を論じた文献においても見られる。一例を挙げる。

- ・大坪（1977）…「仮名はまだ書き給はざりければ」の「仮名」は、女手を指している。当時、女手が仮名の代表だったからであろう。

もし、〈女手〉＝〈平仮名〉、〈仮名〉＝〈平仮名〉という図式がそれぞれ成り立つなら、〈仮名〉＝〈女手〉という図式も成り立ち得るはずである。そしてまた、

仮名（かな）はまだ書き給はざりければ、片仮名（かたかな）に

という表現は

〈平仮名〉はまだ書き給はざりければ、〈片仮名〉に  
という表現と等価でも有り得るはずである。しかし、現実にもそのような使われ  
方が行われたのであろうか。原文で「平仮名」とも「女手」とも書かずに、「か  
な」とだけ書かれている事実の意味もまた考慮されなければならない。

もちろん、当該部分が執筆された時代に「平仮名」と書かれる可能性は零に  
等しい。〈平仮名〉という呼称の最古例はキリシタン資料の例とされており、  
前述のように「虫愛づる姫君」の成立時期にこの呼称はなかったと考えられる  
からである。「平仮名」という呼称は、一方の〈片仮名〉との字種・字形・用  
法における差異がそれなりに固定化した後に、総称としての〈仮名〉のもと、  
〈片仮名〉と呼称としても対応する四音節の語として作り出されたものと考え  
られる。

また、注釈書にここの「かな」を〈草仮名〉と注するものがあるが、その場  
合、注釈書では〈草仮名〉を〈女手〉と同じものとして言っているのである。  
〈草仮名〉を〈女手〉や〈平仮名〉と区別して、万葉仮名を草書体にくずした  
ものを指すとすれば、発生史的には〈女手〉あるいは〈平仮名〉の前段階のも  
のであり、「虫愛づる姫君」のこの部分で、姫君がことさらに〈草仮名〉をま  
だ習わないことを言う必然性も感じられないので、ここの「かな」を〈女手〉  
とは別な〈草仮名〉と解するのはあたらないただろう。

それでは、ここの「かな」が〈女手〉のことだとする解釈はどうであろうか。  
「女手」という語は、『宇津保物語』『蜻蛉日記』『源氏物語』等平安時代の物  
語・日記等に数多く見られる。《虫愛づる姫君》の物語が書かれたとおぼしい  
時代（平安時代後期～鎌倉時代初期）においても存在していた呼称及び概念と  
考えられる。ということは、ここの「かな」が〈女手〉のことである可能性を  
証することでもあるが、しかし、逆に言えば、ここの「かな」が〈女手〉のこ  
とならば、作者は「をむなて（女手）」と書くことができたはずである、とも  
言える。それなのになぜここは「かな」なのか。繰り返すが、物語の作者が〈女  
手〉ではなく「かな」と書いたことに充分留意して解釈しなければならない。

前掲『宇津保物語』国譲上の巻の記事によると、〈かな〉は〈女手〉とイコ  
ルのものではない。呼称としては飽くまで「女手」に対するものは「男手」で  
あり、〈かな〉は、漢字に対して、〈男手〉〈女手〉〈片仮名〉〈羣手〉の総称と  
して使われていると思われる。本文校訂と解釈に揺れがあるにしろ、この『宇  
津保物語』の一節中の「かな」は少なくとも〈女手〉そのものではない。

もちろん、「平仮名」の呼称こそ無けれ、《虫愛づる姫君》の方の「かな」は、実質的に〈平仮名〉を指しているのだと主張することはできる。しかし、総称としての「仮名」は全体概念としての〈仮名〉（〈真名〉に対するカテゴリーとしての〈仮名〉）を表しており、この場合もその意味での〈仮名〉であり得たはずである、ということを確認しておきたい。その上で、次に第二の図式について考えてみよう。

〔Ⅱ〕 〈仮名（〇—仮名）〉 ↔ 〈片仮名（片—仮名）〉

これは、〈片仮名〉を特定の文字群の呼称と考えるのではなく、〈不完全な仮名〉の意と考える考え方である。図式中の（〇—仮名）は、〈仮名〉が接頭辞〇（零）であることを表わし、（片—仮名）は、〈仮名〉が接頭辞〈片〉を持つことによって〈不完全な仮名〉の意となることを表わす。この場合、〈仮名〉↔〈片仮名〉の対立は、〈正常な仮名〉↔〈不完全な仮名〉の対立と等価である。〈片仮名〉の〈片〉は、〈不完全〉を意味する接頭辞である<sup>(註6)</sup>。つまり〈片仮名〉とは、元来〈不完全な仮名〉として〈仮名〉に対立するカテゴリーであったと考えるのである。少なくとも、呼称としての「片仮名」のその語構成は、そのような意味に解釈し得るのである。

この解釈に従えば、「虫愛づる姫君」の

仮名（かな）はまだ書き給はざりければ、片仮名（かたかな）には、1～3節で和歌の内容との関連から考えたように、

きちんとした仮名はまだお書きにならなかったもので、不完全な仮名で、ということになる。この場合、姫君の書いた和歌を現行の〈片仮名（カタカナ）〉につながる特定の字体群でかかれたものと見る必要は必ずしも生じないのではなからうか。

もちろん、特定の字体群〈片仮名〉も「不完全な仮名」ととらえられたがゆえに「片仮名」の呼称を冠せられたのであろうが、その場合、いかなる点で「不完全」ととらえられたかは一般に次のように考えられている。

◎ 〈片仮名〉の字体が、字母となる漢字（真名）の一部の省画・省筆からなる点

つまり、完全なる文字としての漢字に対して、その一部であることによって「片（不完全）」と呼ばれたこととなる。

- ・片仮字（かたかな）とは全字（ぜんじ）に音（こゑ）をかり其字の片傍（かたはら）を略書（りやくしよ）する故に片仮字と云。

（釈全長『以呂波字考録』上）

「片仮名」の呼称の語源説としてはこれが最も伝統的かつ有力な考えであろう。現代の文字史研究書においても、〈平仮名〉となる仮名字体群を全字仮名・草化仮名と呼び、〈片仮名〉となる字体群を片画仮名・省文仮名などと呼んで、その史的展開を叙述することが多い。しかし、「片仮名」という呼称が成立した当時に、果たして、〈片仮名〉の全てが片画仮名・省文仮名によって統一的に占められていたかは疑わしい、というよりも、そうではなかったというのが〈片仮名〉の字母に関する研究の答えであろう。ここに、「片仮名」の呼称の由来を「漢字の省画・省筆から生まれた」という点にだけ求めることに疑問が残るのである<sup>(註7)</sup>。そもそもこの「片仮名」の呼称の語源説は、〈片仮名〉を、要するに現代の〈カタカナ〉につながる特定の字体群とのみ捉える立場からのものであり、従来の文字史研究において字源（字母）研究に最も興味がそそがれてきたことの素朴な反映があるように思えてならない。〈片仮名〉をなぜ「片仮名」と呼ぶかについて、古代の人間の明確な証言があるわけではないのである。〈片仮名〉が〈不完全な仮名〉と捉えられた理由として、なお、片仮名の字画が比較的単純である点、片仮名が漢文訓読の補助符号として生まれた点、片仮名が連綿表記されない点、慣習的表記よりも表音的表記に傾く点、等々、考えられないことはないのである。

\*             \*             \*             \*

以上、いささか根拠の不明確な予測を広げ過ぎたが、少なくとも次のようなことは言えるのではないかと考える。即ち、〈平仮名〉にあたる呼称がない（だから明確な概念もない）時代の〈片仮名〉を、現代と同じ〈片仮名〉の概念（ないし粹組み）で考えることは危険であること。そして、『堤中納言物語』《虫愛づる姫君》の例は、《仮名→片仮名》の対立の意味合いについて問題を投げ掛ける絶好の例であるということである。

本稿では、〈片仮名〉の二種の意味を対比的に描き出したが、この二つの意味が相互排他的に存在したと考えるのではない。いつからいつまでと厳密に時代を画すことはできないが、古代の人にとって、〈片仮名〉は、やはり現代の〈片仮名（＝カタカナ）〉に収斂してくる字体群の呼称であると同時に、それらは慣習的表記規範に従わず表音的表記がなされたり、美的に緻密な字母選択がなされなかったり、連綿表記がなされず打ち付けに書き記されたりするといった点で、〈不完全な仮名〉即ち〈片一仮名〉という観念を、その呼称の中に必然的に伴うものであったであろう。誤解を恐れずに言えば、〈片仮名〉は〈不正確に書かれた平仮名〉をも指し得たのではないか、と思うのである。

## 注

- (1) 以下、物語類からの引用本文は、基本的に『堤中納言物語』の場合は岩波新古典大系本、他は岩波古典大系本によるが、表記は私意により読みやすい漢字仮名交じりに直して示し、適宜括弧を付して注釈を加えた。
- (2) 江戸時代と現代の研究書から片仮名先習説を一例ずつ挙げる。  
 ○伴信友『仮字本末』下巻…(《虫愛づる姫君》の当該部分の本文を引いて) そのかみ女子すら手習の始には。まづ片仮字を書き。後に草仮字を書くならひなりしと知られたり。  
 ○築島(1972)…『堤中納言物語』「虫めづる姫君」の中に(物語本文略)とあることから察すると、当時童幼が平仮名を習う前に片仮名を用いたことが知られるが、…
- (3) 実際の諸伝本の表記は、既に記したように「まつ我にくし」と漢字仮名交じり表記であり、そのことの意味は第3節の最後に議論する。
- (4) 『日本国語大辞典』「まつわる」の項による。
- (5) [I][II]の他に、単純に〈仮名〉を〈平仮名・片仮名・…〉の総称として、〈仮名〉→〈片仮名〉の対立を全体集合と部分集合と考える考え方もあるが、この意味を  
 仮名はまだ書き給はざりければ、片仮名にあてはめても無意味な文となってしまう。
- (6) ○『日本国語大辞典』「かたかな」の項…「かた」は完全でない、一部分の意。  
 ○築島(1981)…「かた」は「不完全」の意であって、漢字の字画の一部分を省略したための称であろう。(P115)
- (7) 例えば、「ハ」は、漢数字「八」の全字仮名であって省文仮名ではないと考えられている。江戸時代には、片仮名は必ずや省文仮名であるという立場から、無理に「ハ」の字母を「半」の初めの一、二画に求める考えもあった。

## 引用文献

- 大坪(1977)…『岩波講座日本語8文字』1977.3岩波書店、大坪併治「6片仮名・平仮名」
- 小松(1988)…小松英雄『仮名文の原理』1988.8笠間書院
- 小松(1990)…小松英雄『徒然草抜書 表現解析の方法』1990.11講談社学術文庫(本書は当初『徒然草抜書 解釈の原点』として1983.6三省堂より刊行されたもの。改稿された部分があるので、引用等は講談社学術文庫版による。本稿に関わる記述は第二章「うしのつ文字」にある。)
- 築島(1972)…『講座国語史2音韻史・文字史』1972.9大修館書店、築島裕「第5章古代の文字」
- 築島(1981)…築島裕『日本語の世界5仮名』1981.4中央公論社
- 馬淵(1969)…馬淵和夫「『平安かなづかい』について」『佐伯梅友博士古稀記念国語学論集』1969.6

『注釈的研究』…土岐武治『堤中納言物語の注釈的研究』1976. 5 風間書房

『堤中納言物語校本』…土岐武治『堤中納言物語校本および総索引』1970. 9 風間書房

『狭衣物語校本』…中田剛直『校本狭衣物語』巻一1976. 11 桜楓社

\* 伴信友『仮字本末』, 積全長『以呂波字考録』は『国語学大系』第四巻によった。